

# 「GFシリーズ データ復旧サービス」利用規約

2025年12月18日 1.0.1版

本規約は、サクサ株式会社(以下「甲」といいます。)が提供する「「GF シリーズ データ復旧サービス」(以下「本サービス」といいます。)について定めるものです。販売店様(以下「乙」といいます。)と利用者様(以下「お客様」といいます。)は、以下の本規約に合意し、本サービスを利用します。

## 第1条(規約の目的)

- 甲は、本規約を定め、これにより本サービスを提供します。
- 甲は、乙またはお客様へ本サービスを提供し、乙またはお客様からの依頼により、本規約に則りサービス内容を実行します。
- お客様からの依頼内容に不明点がある場合は、甲は乙に連絡し解決を図るものとします。

## 第2条 (本規約の変更)

- 甲は、乙およびお客様の承諾を得ることなく本規約(別紙含む)を変更することができます。  
この場合には、本サービスの提供条件は、変更後の規約によります。
- 甲は、前項の規定により本規約を変更するときは、甲が指定するホームページ等によりその旨周知を行います。ただし、緊急時等やむを得ない場合は、この限りではありません。  
また、変更した規約の効力は、特段の定めがない限りホームページ等に公開された時点で即時に発効するものとします。

## 第3条(対象装置)

本サービスの対象装置は、以下の機種とします。

機種名	GF1000 シリーズ	GF1000 II シリーズ	GF2000 シリーズ
	GF1000Pro(2TB)	GF1000 II Pro(2TB)	GF2000(2TB)
	GF1000Pro(4TB)	GF1000 II Pro(4TB)	GF2000(4TB)
	GF1000Pro(6TB)	GF1000 II Pro(6TB)	GF2000(8TB)
	GF1000Pro(2TB)(A)	GF1000 II Pro(2TB)(A)	GF2000(2TB)(A)
	GF1000Pro(4TB)(A)	GF1000 II Pro(4TB)(A)	GF2000(4TB)(A)
	GF1000Pro(6TB)(A)	GF1000 II Pro(6TB)(A)	GF2000(8TB)(A)
	GF1000Std	GF1000 II Std	-
	GF1000Std(A)	GF1000 II Std(A)	-

#### 第4条(サービスの提供範囲)

1. 甲は、本サービスを第3条の対象装置に添付される「はじめにお読みください」の保証書に記載のお客様に提供します。
2. お客様が本サービスを利用できる期間は、対象機器が設置導入された日(以下「利用開始日」といいます。)から5年間とします。

#### 第5条(本サービスの内容)

1. 本サービスは、対象装置のRAID1の構成のHDDが全て同時に故障し、対象装置に保存したデータを損失した場合に甲が委託する業者(以下「委託業者」といいます。)によりHDDに保存されていたデータ復旧を行うサービスです。また、甲は本サービスでお預かりするHDDを本サービスの目的以外に使用せず、お預かりしたHDDに含まれる全ての情報を機密として適切に取扱い、知り得た情報をデータ回収の委託業者以外の第三者に提供しないものとします。
2. 本サービスの詳細は以下のとおりです。
  - (1) 設置機器に内蔵された二つのHDDが対象です。
  - (2) 本サービスの適用判断は、設置機器の故障対応時において、RAID1構成のHDDが全て同時に故障していると甲が判断した場合に提供されます。
  - (3) RAID1構成のHDDが全て同時に故障とは、1台目のHDDが故障した場合、5営業日以内に甲が修理対応を実施しますが、甲の修理対応の前、または甲の修理対応中に2台目のHDDも故障してしまう事象をさします。
  - (4) 復旧したデータの容量に合わせて、標準返却媒体(CD-R、DVD、USBメモリ、USB接続外付けHDD)で返却します。また、復旧したデータの対象機器への移行は、お客様が行なうものとします。
  - (5) 本サービスの利用回数は年1回となります。

#### 第6条(本サービスの適用外)

次の事項に該当する事項は、本サービスの適用外とします。

- (1) 本システムの「利用開始日」が明確にならない場合。
- (2) 本システムの使用上の誤り、改造、甲以外での修理を行った場合。
- (3) マルウェア(コンピュータウイルスやランサムウェア)など悪意のあるソフトによる破壊や改竄または第三者からの不正アクセスによりデータを損失した場合。
- (4) お客様による運送または移動の際の落下、または衝撃等に起因する故障、または破損の場合。
- (5) お客様の都合により1台目の故障から5営業日以内に甲の修理対応が実施できなかつたために2台目のHDDが故障した場合。
- (6) 対象機器を適正に利用していない場合(ユーザーズマニュアルにおける「安全上のご注意」の内容が守られていない場合)。

- (7) 地震、噴火、津波等による天災中の故障。
- (8) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動中の故障。

#### 第 7 条(注意事項)

本サービスは、次の各号について如何なる時点で発生した如何なる損失に対しても甲が免責されることを条件にご提供するものであり、本サービスの提供結果について何らかを保証するものではありません。

- (1) 本サービスは、データの復旧を 100% 保証するものではありません。HDD の状態によっては、全てのデータが復旧できない、データの一部のみしか復旧できない等、復旧データに欠損が生じる場合があります。
- (2) 本サービスは、故障した HDD に含まれるデータをファイルの形で回収するサービスであり、再利用を前提とした HDD の修理を行うものではありません。
- (3) ハードウェアに異常がある場合、HDD の開封等を含む加工を行いますが、お預かりした HDD に対するあらゆる原状回復の責を負いません。
- (4) お預かりした HDD の復旧中にデータ回収に関する機密に属する情報が残る場合、お預かりした物件を返却出来なくなることがあります。
- (5) 本サービス提供前に、お客様の環境で一部アクセス可能で正常であったファイルやフォルダ一に関するバックアップの責任はお客様にあるものとします。甲は、HDD の復旧から返却までの過程の全てで発生する如何なる不具合について一切責任を負いません。
- (6) HDD 上の記録状態によっては、データの回収が不可能な場合があること、およびデータ復旧を試みた結果損害が大きくなる可能性があります。
- (7) HDD 上のファイルに関する残された情報が示すとおり回収を行いますが、含まれるデータの内容については一切関与もしくは保証をいたしません。
- (8) HDD の輸送中の事故については関与いたしません。その輸送過程および調査・復旧の過程で生じた如何なる損傷・損害に対してもその責を負いません。

#### 第 8 条(お客様情報の取り扱い)

1. 甲は、本サービスの提供に必要な範囲で、お客様の機器設定情報等の重要な情報をアクセスする場合があります。
2. 甲は、重要な情報を厳重に管理し、法令に基づく場合を除き、事前に乙およびお客様の承諾なく第三者に開示しません。また、本サービスの提供に必要な期間のみ保持し、終了後は速やかに安全な方法で廃棄または消去します。
3. 甲は、重要な情報を本サービスの提供以外の目的で利用しません。
4. 甲が本サービスの提供を再委託する場合、当該再委託先に対して本条と同等の義務を課し、適切に監督します。

5. 万一、重要情報の漏洩が発生した場合、甲は速やかに乙およびお客様へ報告し、被害拡大防止及び再発防止の措置を講じます。”

#### 第 9 条(免責事項)

1. 甲は、本サービスの利用により、乙およびお客様が被った、何らかのトラブルや損失・損害等につきましては、甲の故意または重過失による場合を除き、一切責任を負わないものとします。
2. 前項に基づき甲が乙またはお客様に対して損害賠償責任を負う場合であっても、その損害賠償の金額は対象装置のご購入価格(消費税抜き)を上限とします。

#### 第 10 条(サービス提供の中止)

1. 甲は、次の場合には、本サービスの提供を中止することがあります。
  - (1) 甲の設備の保守、点検、工事上やむを得ないとき。
  - (2) 甲が設置する設備、ソフトの障害、その他やむを得ない事由が生じたとき。
  - (3) その他甲が本サービスの運用を中止することが望ましいと判断したとき。
2. 甲は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、甲が指定するホームページ等によりその旨周知を行います。ただし、緊急時等やむを得ない場合は、この限りではありません。
3. 甲は、本サービスの提供中止により乙およびお客様が被った損失・損害等につきましては、一切責任を負わないものとします。

#### 第 11 条(規約の違反)

甲とお客様は、相手方が本規約に定められた条項に違反した場合、相手方に催告を行なったのち、文書による通知によってただちに本規約に基づく契約が解除できるものとします。

#### 第 12 条(協議)

本規約に定めのない事項および本規約の条項に疑義の生じた時は、別途協議の上決定するものとします。

#### 第13条(合意管轄)

本規約に関し、紛争を生じた場合には、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上